

いきいきふるさと推進事業助成金取扱要領

(通則)

第1条 いきいきふるさと推進事業助成金(以下「助成金」という。)の交付については、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号)の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 助成金は、財団法人北海道市町村振興協会(以下「協会」という。)が行う、「いきいきふるさと推進事業」により、助成決定の通知を受けた事業に対し、助成金の交付を行うものとする。

(助成対象事業および助成対象経費)

第3条 この要綱において、助成金の交付の対象とする事業および経費は、協会の「いきいきふるさと推進事業助成金交付要綱」に定められている事業および経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、協会が助成額を決定した額と同額とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金の交付申請書(別記第1号様式)を、助成金の交付を受けようとする会計年度内に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 協会に提出した助成申請書および助成決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定(別記第2号様式)するものとする。

2 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することができる。

(助成金の交付)

第7条 助成金は、第9条の規定による助成金の額の確定後において交付するものとする。ただし、市長は、助成金の交付の決定を受けた事業の遂行上、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(実績報告)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書(別記第3号様式)により市長に報告しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 協会に提出した助成事業実績報告書および助成金の確定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第9条 市長は、事業の実績の報告を受けた場合において、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべきの助成金の額を確定(別記第4号様式)するとともに、その額を申請者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。